

令和7年4月版

住居確保給付金のご案内

〈転居補助〉

稻沢市

住居確保給付金・転居費用の補助について

福祉総合相談窓口(自立相談,支援機関)が行う家計改善支援事業を受けて、転居することが自立を促すことにつながり、その費用を捻出することが困難と認められた方については、転居費用の補助を行います。

1 支給額

下記を上限として、収入に応じて調整された額を支給

単身世帯 108,000 円 2人世帯 129,000 円 3人以上の世帯 139,800 円

2 支給対象

転居先の住宅に係る初期費用(礼金、仲介手数料、家賃債務保証料、住宅保険料)

転居先への家財の運搬費用

ハウスクリーニングなどの原状回復費用(転居前の住宅に係る費用を含む。)

鍵交換費用

※実費が支給額を下回る場合は、実費相当となります。

3 支給期間

1回の支給を限度とします。

4 支給方法

転居先の住宅に係る初期費用は大家等へ代理納付

上記以外の費用は支給決定者または大家等への支給となります。

転居費用の補助を受けるには、次の要件があります

申請時に以下の①～⑧のすべてに該当する方が対象となります。

※持家等の場合は、家賃額を住居の維持(確保)に要する費用の月額とする。

※維持に要する費用とは固定資産税、火災保険、地震保険等をいう。

- ① 離職等により経済的に困窮し、住居喪失した又は住居喪失のおそれがあること。
※離職等は、同一世帯員の死亡、または離職、休業等(本人の責に帰すべき理由または個人の都合によるものを除く)をいう。
- ② 申請日において、世帯収入額が著しく減少した月から2年以内であること。
- ③ 主たる生計維持者であること。
- ④ 申請日において、世帯収入額が、基準額と家賃額を合算した額(収入基準額)以下であること。

※住居喪失者の場合は下記の収入基準とする。

世帯人数	基準額	家賃額・維持費 (上限)	収入基準額
単身世帯	78,000 円	36,000 円	114,000 円
2人世帯	115,000 円	43,000 円	158,000 円
3人世帯	140,000 円	46,600 円	186,600 円
4人世帯	175,000 円	46,600 円	221,600 円
5人世帯	209,000 円	46,600 円	255,600 円

- ⑤ 申請日において、申請者及び申請者と同一世帯に属する者全員の預貯金の合計額が次の表の金額以下であること。

世帯人数	預貯金合計
単身世帯	468,000 円
2人世帯	690,000 円
3人世帯	840,000 円
4人世帯	1,000,000 円
5人世帯	1,000,000 円

- ⑥ 家計改善支援事業を受け、家計改善のために次の(1)または(2)の事由に該当し、かつ、転居のための費用の捻出が困難であること。

- (1) 転居に伴い一月当たりの家賃額が減少し、家計全体の支出の削減が見込まれること。
- (2) 転居に伴い一月当たりの家賃額が増加するが、転居に伴うその他の支出の削減により家計全体の支出の削減が見込まれること。

- ⑦ 自治体等が実施する離職者等に対する転居を目的とした類似の給付金等を、申請者及び申請者と同一世帯に属する者が受けていないこと。

- ⑧ 申請者及び申請者と同一世帯に属する者のいずれもが暴力団員でないこと。

転居費用補助の申請をするために必要なもの

- ① 「要転居証明書(様式 10)」
家計改善支援事業者(自立相談支援機関)から交付されるもの。
- ② 「生活困窮者住居確保給付金支給申請書(様式 1-1)」
- ③ 「住居確保給付金申請時確認書(様式 1-2A)」
- ④ 本人確認書類(次のいずれか)
運転免許証、個人番号カード、住民基本台帳カード、旅券、各種福祉手帳、各種健康保険証、住民票、戸籍謄本(抄本)等の写し、在留カード等
- ⑤ 収入減少関係書類
世帯収入額が、申請日の属する月を起点に2年以内に著しく減少したことが確認できる書類の写し
- ⑥ 離職等関係書類
世帯収入額が著しく減少する直前に、支給申請者と同一の世帯に属する者が死亡、または申請者若しくは支給申請者と同一の世帯に属する者が離職、休業等をしたことが確認できる書類の写し
- ⑦ 収入関係書類
支給申請者及び支給申請者と同一の世帯に属する者のうち、収入がある者についての申請日の属する月の収入が確認できる書類の写し
- ⑧ 金融資産関係書類
支給申請者及び支給申請者と同一の世帯に属する者の申請日の金融機関の通帳等の写し
- ⑨ (持家の場合のみ)居住維持費用関係書類
支給申請者が持家である住宅に居住している場合は、その居住の維持に要する費用(固定資産税、火災保険料等)の月額を確認できる書類の写し

転居費用補助の支給申請

1 相談申請

福祉総合相談窓口の家計改善支援事業の申込をしてください。

2 福祉総合相談窓口による支給要件の確認

家計改善支援事業で転居の必要性が認められた際、次の書類をお渡しします。
「要転居証明書(様式 10)」

3 必要書類の提出 (P.3 参照)

必要書類を添えて、福祉総合相談窓口に提出してください。

4 追加書類の説明

申請書提出後、次の書類をお渡しします。不動産仲介業者等に提示してください。

- ①「生活困窮者住居確保給付金支給申請書 様式 1-1」の写し
- ②「入居予定住宅に関する状況通知書 様式 2-2」

5 転居先の住居を探す

申請者は、家計改善支援事業者から示された家賃額を目安として、転居先の住居を探してください。その際、不動産仲介業者等に「申請書 様式 1-1」の写しを提示してください。
※住居探しの支援を希望する場合は、福祉総合相談窓口にご相談ください。

6 不動産仲介業者等への依頼

申請者の入居希望の住居が確定した後、不動産仲介業者等から、「入居予定住宅に関する状況通知書 様式 2-2」に必要事項(入居予定者や住居の所在地、家賃、初期費用等)を記載してもらってください。

7 追加資料の提出

以下の書類を福祉総合相談窓口に提出してください

- ①「入居予定住宅に関する状況通知書 様式 2-2」
 - ②転居に要する費用の額及び内訳が確認できる書類・各種見積書
- 初期費用の他に、転居に要する費用(家財の運搬費用、原状回復費用等)が見込まれる場合は、必要に応じて、その額及び内訳が確認できる書類を提出してください。

転居費用補助の審査・決定まで

必要な全ての申請書類が提出されてから審査を行います。

審査の結果、下記の書類が交付されます。

受給資格あり

- ①「住居確保給付金支給決定通知書 様式 7-2」⇒不動産仲介業者へ提示してください。
- ②「住居確保報告書 様式 5」⇒転居後7日以内に福祉総合相談窓口に提出してください。

※転居に要する費用(初期費用、家財の運搬費用等)が「住居確保給付金支給決定通知書 様式 7-2」に記載の支給額を超える場合、差額は受給者の自己負担となります。

※転居に要する費用の実際の支出額が当該支給額を下回った場合、差額の返還を求めます。

受給資格なし

「住居確保給付金不支給通知書 様式 4」が交付されます。

住宅を確保している不動産仲介業者等に「住居確保給付金不支給決定通知書 様式 4」を提示して、賃貸借契約を締結できない旨を連絡してください。

転居費用補助の受給後について

住宅入居日から7日以内に、下記の書類を福祉総合相談窓口に提出してください。

- ①「住居確保報告書 様式 5」
- ②「賃貸住宅に関する賃貸借契約書」の写し
- ③新住所の住民票の写し
- ④実際に支払った額を確認できる書類(領収書等)

転居費用補助の再支給について

転居費用補助の受給後に、受給者と同一の世帯に属する者の死亡、又は申請者若しくは受給者と同一の世帯に属する者の離職、休業等(本人の責に帰すべき理由または該当個人の都合によるものを除く)により世帯収入が著しく減少し、かついずれも従前の支給が終了した月の翌月から起算して1年を経過している場合であって、住居確保給付金に規定する支給要件に該当するものについては、転居費用の支給額により、再支給ができるものとする。

※再支給に係る支給申請を受け付ける際には、申請者に対し、上記の内容に該当している旨を、確認書により誓約していただきます。

転居費用補助の支給金を徴収する場合があります

転居費用補助の受給後に、虚偽の申請等不適正受給に該当することが判明した場合、既に支給された給付金の全額または一部について徴収する場合があります。

犯罪性のある不適正受給事案については、警察等捜査機関に対する告発や捜査への協力をを行う場合もあります。

住居入居費・生活支援費のご相談

敷金、礼金等の初期費用を用意することが困難な方や、住居確保給付金受給中の生活費にお困りの方は、貸付制度を利用できる場合があります

【敷金・礼金等の初期費用、生活費にお困りの方】

生活福祉資金(総合支援資金)

継続的な生活相談・支援(就労支援等)と併せて、生活費及び一時的な資金を貸し付け、生活の立て直しを支援するための貸し付けです。

住宅入居費	40万円以内	貸し付け利子 連帯保証人を立てる場合: 無利子 連帯保証人を立てない場合: 年1.5%
生活支援費	単身/15万円以内 2人以上世帯/月20万円 以内 最長1年間	
一時生活再建費	60万円以内 原則3ヶ月	

【住居確保給付金を受給するまでの間の生活費が必要な方】

臨時特例つなぎ資金貸付

公的給付等による支援を受けるまでの間の当面の生活に要する費用の貸し付けです。

金額:10万円以内	貸し付け利子:無利子	連帯保証人:不要
-----------	------------	----------

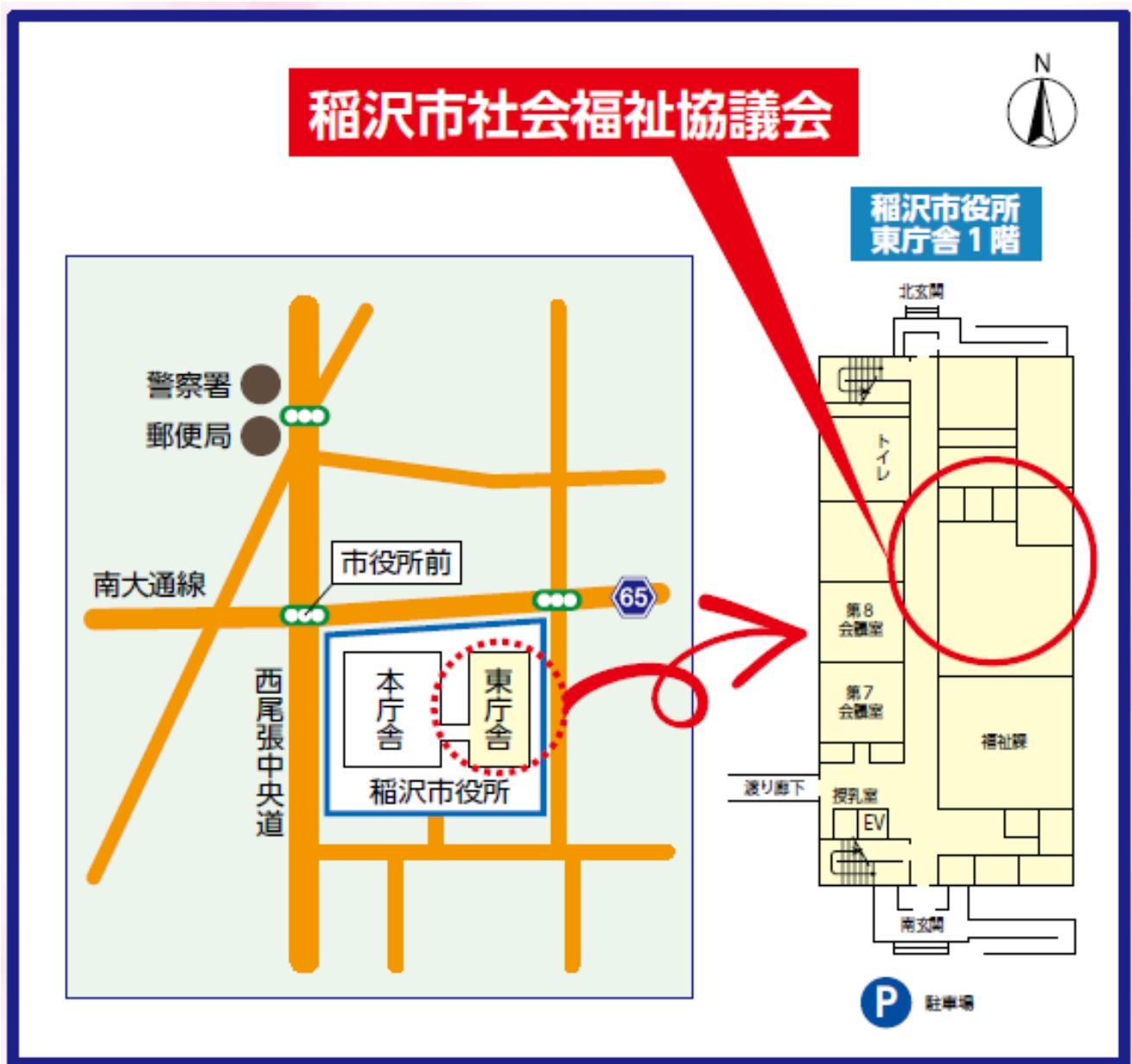
【上記の貸付制度に関する相談先】

社会福祉法人 稲沢市社会福祉協議会

住 所:稻沢市稻府町1番地 稲沢市役所 東庁舎1階

電 話:0587-23-6713 FAX:0587-33-4666

住居確保給付金に関するご相談・申請窓口



福祉総合相談窓口(社会福祉法人稻沢市社会福祉協議会)

稻沢市役所 東庁舎 1階 稲沢市稻府町1番地

0587-32-1484

(平日午前9時00分から午後5時00分まで)